

平成27年度事業報告

I. 事業概況

我が国を取り巻く環境は、人口の減少、少子高齢化の進展、国際競争の激化などを背景に、政府による経済対策等により回復基調にはあるが、地方部においては未だ本格的な景気回復とまでは至っていない。

このような中、乗合バス事業については、長期化する輸送人員や営業収入の減少の中で、原油価格の下落により経費減少とはなっているものの、依然として厳しい経営環境に変わりはなく、路線見直しや経費削減などを余儀なくされる一方、輸送面では安全かつ良質な輸送サービスを提供すべく最大限の努力を図ってきている。

また、貸切バス事業においては、平成26年度に運賃・料金制度が改正されたことにより、旅行等の需要の減少により稼働率は下がっているものの、経常収支率や1日1車当たりの営業収入は向上し、その効果が収支改善につながってきている。

こうした状況の中、平成28年1月15日長野県軽井沢町において発生した、15名が死亡するというスキーツアーバスの重大事故により、バス業界全体の信頼を損なう事態となり、バス輸送の安全対策の更なる充実強化が求められることとなった。

バス業界としては、バス輸送の安全確保、輸送サービスの向上、新運賃・料金制度の適切な実施などに取り組むとともに、バス事業の活性化、経営環境の改善など多くの課題について、バス事業の役割を踏まえ課題解決に向け、取組んできました。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上について

交通政策基本法に基づく改正地域公共交通活性化再生法が平成26年11月に施行され、全国各地において「地域公共交通網形成計画」の策定が進められた。

この形成計画の策定については、地方自治体を中心に関係者の合意のもと、まちづくりと一体で公共交通ネットワークを構築する枠組みの創設となっている。昨年の12月までに62件の「地域公共交通網形成計画」が国土交通省に提出（上越市、佐渡市）されており、さらに140の地方自治体（柏崎市、見附市、魚沼市、このほか新発田市、糸魚川市、長岡市）が形成計画の策定の意向を示している。

今後は、この計画の実施のため、地方自治体は事業者等の同意の下で「地域公共交通再編実施計画」を策定することとなっており、既に26の自治体（上越市）が策定し、国土交通省へ認定申請がなされている。

地方におけるバス事業の維持改善が更に図られるよう、国、自治体に対し、バス事業の現状について理解を求めるとともに、地域の実情を踏まえた交通サービスの展開を求め取組みを進めてきました。

2. 貸切バスの安全確保及び新運賃料金制度について

長野県軽井沢町で発生したスキーバスの事故を受け、安全対策の強化について、緊急の安全対策として、「シートベルトの着用」「運行管理者による運行前のチェック」「運転者の技量のチェック」「健康起因事故の防止」について緊急の取組み指示があり、各社において危機感を持って安全対策の取組みと安全意識の向上を図ってきた。引き続き、国土交通省に設置されている「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の対策を踏まえ、最大限の事故防止、安全対策を進めることとしている。

貸切バス事業の新運賃・料金制度については、概ね適切に実施されているが、一部で下限割れ運賃がなされているとの情報や制度の適用方において、いわゆる中抜け問題、下限運賃、手数料問題など取扱いに相違が出るケースもあることから、新運賃の適用にあたり、経過措置や制度解釈が曖昧で運賃計算が異なる状況が生じないように、共通認識の下で適正な運賃収受、制度定着に努めてきました。

また、貸切バスによるインバウンド対応については、全国的に訪日外国人旅行者の伸びが著しく、特にアジアからの旅行者は団体旅行をするケースが多いことから、その輸送需要に応えることが課題となっている。急増しつつあるインバウンド輸送の対応については、輸送をためらうバス事業者もいる中で、バス事業者による受入体制の整備とインバウンド振興への対応を速やかに進めることが重要となっている。

3. 事故防止・安全輸送対策の推進について

(1) 事業用自動車の事故防止については、事業用自動車総合安全プラン2009に基づき、事故防止に取り組んできた。交通事故の発生状況や施策の進捗状況を踏まえ、平成30年に向け事業用自動車の事故削減目標である、①平成30年における交通事故死者数を半減、②人身事故件数を半減とし、③ただちに飲酒運転をゼロにする目標を目指し、バス輸送における事故防止と安全輸送対策を推進して参りました。

(2) 近年、事故に至る前に運行や乗務を取りやめた事案を含め、運転者の体調急変に伴う事故が増加傾向にあります。このため運転者の体調急変に対する対策の周知を図り、「健康管理マニュアル」の浸透・徹底や点呼の確実な実施、運転者の健康状態の確認の周知徹底を図ってきました。

また、平成27年度からS A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査の費用に対する助成制度を設け、実施してきました。

(3) 飲酒運転防止対策については、「飲酒運転防止対策マニュアル」（日本バス協会）に基づき、アルコール検知器の有効活用、アルコール検査の不正防止など、飲酒運転防止のための対策が取られるよう周知徹底を図ってきました。また、「バス運転者・安全教育研修会」などの機会を捉え、運転者に対して飲酒運転防止の啓発に努めてきました。

(4) バス事故の3割を占めるといわれる車内事故の防止のため、7月の1ヶ月間を「車内事故防止キャンペーン」として位置づけ、利用者に対しての「ゆとり乗降」や運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図ってきました。また、高速道路におけるシートベルトの着

用についても、軽井沢のバス事故を受け、再徹底を図ることとし、利用者への啓発活動として「シートベルト着用の車内ポケット用カード」の配布を実施しました。

(5) その他、交通安全運動等への積極的な参画、年末年始輸送安全総点検の実施、事業用自動車模範運転推進運動など各種取組みを推進しました。

4. 交通バリアフリー及び環境対策について

バリアフリー新法や「移動円滑化基準」に基づくノンステップバス導入の普及促進や助成支援を図るとともに、「人と環境にやさしいバス」の実現に向け推進してきました。

また、地球温暖化対策やCO₂削減の環境対策として、ハイブリッドバスや低燃費車等の「環境にやさしいバス」や「エコドライブ管理システム（EMS）」の導入に際し、その促進と助成の活用を図って参りました。

その他、不正軽油撲滅に向けた取組み等に積極的に参画しました。

5. 運輸事業振興助成交付金事業について

運輸事業の輸送の安全確保やサービス改善向上を目的とする交付金事業として、日本バス協会のバス輸送改善推進事業、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業」をはじめとして、新潟県バス協会（新潟県交付金）の「人と環境にやさしいバス導入助成」「EMS及びドライブレコーダー導入助成」、「乗合バス事業者の施設整備、輸送サービス改善事業」等を支援助成し、その普及促進に努めて参りました。

その他、会員事業者が随時活用している、安全運行対策の一環として、適性診断の計画的な受診、運転記録証明書の活用に助成を図るとともに、運行管理者、整備管理者の講習受講の促進に努めて参りました。

6. バス運転者確保対策について

バス運転者の不足問題については、年々深刻化してきており、喫緊の課題となっている。新潟県内バス事業者各社へのアンケート調査によれば、70%の事業者が運転者不足と実感しており、現状の運行は可能だが増便が難しい状況であり、貸切では引受対応を断らざるを得ない状況もある。そのため、求人方法の見直しや志望者選択肢の拡大、免許取得費用に対する助成の充実・活用を求めることが顕著に現れてきている。

運転者の確保については、将来的にも現行の水準を維持していく必要があり、持続的な事業運営のための経営基盤としても、労働力の設定や確保の取組みが重要となっている。

7. バス事業における各種部会等の推進について

バス事業の振興と輸送サービスの改善向上、輸送の安全確保等を図っていくことを目的として、

「乗合バス部会」「貸切バス部会」「乗合・貸切バス合同研修会」等を開催し、バス事業の発展に反映する議論を深めるとともに、会員の研鑽、会員相互の情報交換の場として、開催の推進を図ってきました。

8. 広報・イベント活動の推進について

「バスの日」を中心として、県内各地で会員各社による、バスに関わる行事やPR活動を実施しました。

また、バス利用促進広報事業として、広く一般にバス利用の理解を深めてもらうための広報展開とホームページを更新しました。